

答申第55号

「平成22年度栃木県県営住宅（足利地区及び佐野地区を除く）管理代行契約書の表紙の非開示決定（不存在）に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成22年度栃木県県営住宅（足利地区及び佐野地区を除く）管理代行契約書（以下「本件契約書」という。）の表紙」（以下「本件公文書」という。）について、非開示決定をしたことは妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年8月3日付けで、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件公文書を保有していないことから、本件開示請求に対して、平成22年8月19日付けで、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

本件異議申立ての趣旨は、この非開示決定について、その処分を取り消し、全て開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立書における異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書を被異議申立人が保有していることは明確である。本件契約書には栃木県知事印（以下「知事印」という。）（官印）と栃木県住宅供給公社理事長印（以下「理事長印」という。）（官印）が本件契約書の最初の1頁に割印として押印されている。本件契約書の最初の1頁に割印を使用していることにより、前の頁に何か記載したものがあることになる。よって被異議申立人は偽証していることになる。
- (2) 本件契約書の1頁に割印（官印）が押印されている。割印の役目は互いに連続していることを証明するために使用するものであるが、本件契約書には双方共に官印が押印されている。割印も商法でいう記名、押印で処理しなければならない。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人に対して、本件公文書は保有していないとして非開示決定したことは妥当である。
- (2) 契約書は、当事者間で合意した内容を、明確、具体的に表すものとして作成するもので、必ずしも表紙を必要とするものではないことから、本件公文書は作成していない。

第4 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、

県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 具体的な判断

(1) 対象公文書について

本件開示請求は、「本件契約書の表紙」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件公文書を作成していないことから不存在であると主張しているため、当審査会としては、本件公文書の保有の有無について検討した。

(2) 本件公文書の保有の有無について

異議申立人は、本件契約書の1頁に知事印と理事長印が割印として押印されており、前頁に何か記載したものと主張している。

当審査会では、実際に本件契約書を見分し、本件契約書が袋とじ（契約書が複数枚になる場合、頁の差し替えができないようにするために、契約書全体の片側をホチキス止めした後、ホチキス止めした側について1枚の帯状の紙を2重に折って上から下まで表と裏にまたがりのり付けすることをいう。）により作成され、そのとじ目（本件契約書の最初及び最後の頁）に知事印及び理事長印が押印されていること、そして、表紙は綴られていないことを確認した。

また、本件契約書のように、袋とじで表紙を作成しない方法は、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）等にとったものであると認められる。

以上のことから、本件公文書を作成していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件開示請求に対して、実施機関が本件公文書は保有していないとして非開示決定をしたことは妥当である。

(3) その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張については、本件異議申立ての対象となる処分とは関係のないものであり、審査の対象とはならないものである。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおりに判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年9月21日	・ 諮問書の受理

平成22年10月12日	・開示決定等理由説明書の受理
平成22年11月8日 (第222回審査会)	・審議(経過等説明)
平成23年1月6日 (第223回審査会)	・審議
平成23年1月28日 (第224回審査会)	・審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業	備考
荒井雅彦	弁護士	
塚本純	宇都宮大学教授	会長
廣木昭男	栃木県商工会連合会専務理事	
星法子	白鷗大学教授	
水沼富美男	(株)とちぎテレビ代表取締役社長	会長職務代理者